

北上市国民健康保険条例の一部改正について

令和5年2月16日 議会全員協議会資料
福祉部国保年金課



健康保険法施行令の改正に伴い、国の政令に準じて北上市国民健康保険条例を改正し、出産育児一時金支給金額を引き上げるもの。

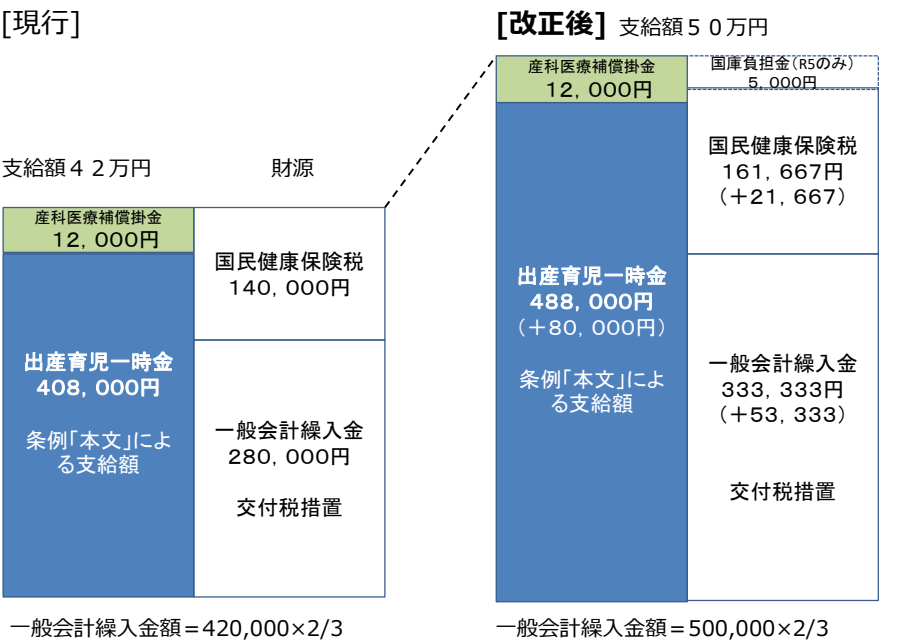
1 支給金額の引き上げ背景

- ①厚生労働省所管社会保障審議会の「議論の整理」において、「令和4年度全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされた。
- ②これを受け、令和5年2月1日に健康保険法施行令が改正されている。

2 改正内容

- 国の政令に準じて、北上市国民健康保険条例を改正する。
- ① 支給金額
出産育児一時金の支給額を「40万8千円」から「48万8千円」に改める。
 - ② 施行日
令和5年4月1日（令和5年4月1日以降の出産から適用する。）

3 出産育児一時金支給金額と財源



参考

出産費用の平均

施設区分	全体 (異常分娩含む)	正常分娩
全施設	462,902円	473,315円
公的病院	418,810円	454,994円
私的病院	486,880円	499,780円
診療所	472,258円	468,443円

	全国	岩手県内
出産費用平均	454,994円	465,266円

※厚生労働省所管社会保障審議会資料から抜粋
※室料差額、産科医療補償制度掛金、その他費用を除く。